

春日井市地域子育て支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援並びに地域の保育ニーズに応じ、地域の各保育所等の中で連携を図り、特別保育事業を積極的に実施するなど、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図ることを目的とする。

(実施の委託)

第2条 市長は、地域子育て支援センター事業を児童福祉法（昭和22年法律第164号）35条第4項の規定により設立された市内の保育所に委託することができる。

(職員の配置等)

第3条 地域子育て支援センターには、地域の子育て支援活動の企画、調整、実施を専門に担当する地域子育て指導者（以下「指導者」という。）及びその補助的業務を行う子育て指導者（以下「担当者」という。）を置くものとする。

2 指導者は、児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する保母とする。

3 担当者は、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施の補助的業務を行う。

4 指導者及び担当者は、子育て支援室との連携を密にし、子育ての情報や支援施策の研究等において、積極的、かつ、効果的に行う。

(事業内容)

第4条 この要綱において実施する地域子育て支援センターは、第1条の目的を達成するため、次の掲げる事業を行う。

(1) 育児不安等についての相談事業 地域の子育て家庭の保護者や児童等に対する相談指導を行うとともに、各種子育てに係わる情報の提供、援助の調整を行う。

(2) 子育てサークル等の育成・支援 子育てサークル活動等を行う者の育成・支援を行う。

(3) 特別保育事業の充実 地域の保育ニーズに応じた特別保育事業を地域内の

保育所と連携を図り、充実に努める。

(4) 子育てに関する情報誌の発行

(事業の実施方法)

第5条 前条に定める事業の実施方法については、次のとおりとする。

(1) 育児不安等についての相談事業

ア 育児子育て不安等についての相談指導の実施にあたっては、常に子育て家庭の把握に務め必要な援助を行う。

イ 子育て家庭に対する相談指導は、来所、電話及び家庭への訪問による等、家庭の状況や地域の実情に適した方法により実施する。

ウ 地域の子育てに関する情報を収集し、必要に応じて子育て家庭に対してその提供を行う。

エ 外の機関等で対応することが適切であると考えられる事例は、外の機関等に紹介するなど適切な対応を行う。

(2) 子育てサークル等の育成・支援 子育て家庭が育児に関する情報交換や子育ての相互協力等を行う地域の子育てサークル及び子育て家庭や地域の保育所に協力するボランティアの育成・指導を行う。

(3) 特別保育事業の充実 保育ニーズに応じた特別保育事業を充実するため、保育所との連携及び保育所が行う特別保育事業の実施に関して必要な協力を行う。

(4) 子育てに関する情報誌の発行を行う。

(休業日)

第6条 地域子育て支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(4) その他市長が必要と認める日

(開所時間)

第7条 子育て支援センターの開所時間は、次に掲げるものとする。

(1) 月曜日から金曜日までは午前9時から午後4時まで。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(関係機関等との連携)

第8条 地域子育て支援センターは事業の実施について、保育所、児童相談所、保健所、医療機関及び主任児童委員等と連携を密にし、本事業が効果的に行われるように努めなければならない。

(秘密厳守)

第9条 指導者及び担当者は、この事業を行うに当たって、本事業の対象者等への対応には十分に配慮するとともに、業務で知り得た情報については、業務遂行以外に用いてはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。